

高雄大學人文社會科學院 (台灣) 與東京福祉大學· 大學院 (日本國) 學術交流協議書

高雄大學人文社會科學院與東京福祉大學· 大學院，為了促進兩大學在教育研究領域裡的交流與合作，經雙方同意，在此締結有關學術交流的協議書。

1. 兩大學同意對以下的各項活動進行交流。

- (1) 教員以及研究人員之間的交流
- (2) 學生之間的交流
- (3) 學術資料，刊物以及相關訊息的交換
- (4) 共同研究以及研討會的召開

2. 關於前項的各項活動的具體活動，由兩大學共同協商。

3. 此協議書由雙方簽字之日起生效，有效期為 3 年。3 年過後，每一年自動續約。但是，無論兩校的哪一方如無續約之意思時，必須在 6 個月前把終止協議的通知以書面的形式通知對方。

4. 此協議書由日語及中文作成，兩份文書皆具備正本的同等效力。

日期 (Date)

2011. 10. 31.

高雄大學

校長

黃英忠 

校長 黃英忠

日期 (Date)

2011. 10. 31

高雄大學

人文社會科學院院長

白秀華 

人文社會科學院院長 白秀華

日期 (Date)

2011. 10. 27

東京福祉大學· 大學院

學長

松原達哉 


學長 松原達哉

日期 (Date)

2011. 10. 27

東京福祉大學· 大學院

副學長

中川武義 

副學長 中川武義

高雄大學人文社會科學院 (台灣) 與東京福祉大學· 大學院 (日本) 學術交流協議書

高雄大學人文社會科學院與東京福祉大學· 大學院，為了促進兩大學在教育研究領域裡的交流與合作，經雙方同意，在此締結有關學術交流的協議書。

1. 兩大學同意對以下的各項活動進行交流。

- (1) 教員以及研究人員之間的交流
- (2) 學生之間的交流
- (3) 學術資料，刊物以及相關訊息的交換
- (4) 共同研究以及研討會的召開

2. 關於前項的各項活動的具體活動，由兩大學共同協商。

3. 此協議書由雙方簽字之日起生效，有效期為 3 年。3 年過後，每一年自動續約。但是，無論兩校的哪一方如無續約之意思時，必須在 6 個月前把終止協議的通知以書面的形式通知對方。

4. 此協議書由日語及中文作成，兩份文書皆具備正本的同等效力。

日期 (Date)

2011. 10. 31.

高雄大學

校長

黃英忠 


校長 黃英忠

日期 (Date)

2011. 10. 31.

高雄大學

人文社會科學院院長

白秀華 

人文社會科學院院長 白秀華

日期 (Date)

2011. 10. 27

東京福祉大學· 大學院

學長

松原達哉 

學長 松原達哉

日期 (Date)

2011. 10. 27

東京福祉大學· 大學院

副學長

中川武義 

副學長 中川武義

東京福祉大学・大学院（日本国）と
 国立高雄大学の人文社会科学学院（台湾）との
 学術交流に関する協定書

東京福祉大学・大学院と高雄大学は、両大学の教育研究の協力と交流を推進するために、ここに学術交流に関する協定を締結することに合意する。

1. 両大学は、以下の各項目で定めた活動内容を行うことに合意する。
 - (1) 教員および研究者の交流
 - (2) 学生の交流
 - (3) 学術資料、刊行物および情報の交換
 - (4) 共同研究および研究集会の実施


2. 前項の諸活動の具体化については、両大学で協議して行う。

3. この協定書は、双方の署名完了の日に効力を有し、その有効期間は3年間とする。3年経過後は、1年ごとに自動更新するものとする。ただし、両校のいずれかが更新する意思のない場合には、6ヶ月前までに文書をもって相手側に協定の終了を通知しなければならない。

4. この協定書は、日本語および中国語で作成され、両文書は等しく正文である。

日付 (Date) 2011.10.27

東京福祉大学・大学院
 学長

松原達哉 

学長 松原 達哉

日付 (Date) 2011.10.31

高雄大学
 校長

董英忠 

校長 黄 英忠

日付 (Date) 2011.10.27

東京福祉大学・大学院
 副学長

中川武義 

副学長 中川 武義

日付 (Date) 2011.10.31

高雄大学
 人文社会科学学院院长

白秀華 

人文社会科学学院院长 白 秀華

東京福祉大学・大学院（日本国）と
 国立高雄大学の人文社会科学学院（台湾）との
 学術交流に関する協定書

東京福祉大学・大学院と高雄大学は、両大学の教育研究の協力と交流を推進するために、ここに学術交流に関する協定を締結することに合意する。

1. 両大学は、以下の各項目で定めた活動内容を行うことに合意する。
 - (1) 教員および研究者の交流
 - (2) 学生の交流
 - (3) 学術資料、刊行物および情報の交換
 - (4) 共同研究および研究集会の実施

2. 前項の諸活動の具体化については、両大学で協議して行う。

3. この協定書は、双方の署名完了の日に効力を有し、その有効期間は3年間とする。3年経過後は、1年ごとに自動更新するものとする。ただし、両校のいずれかが更新する意思のない場合には、6ヶ月前までに文書をもって相手側に協定の終了を通知しなければならない。

4. この協定書は、日本語および中国語で作成され、両文書は等しく正文である。

日付 (Date) 2011.10.27

東京福祉大学・大学院
 学長

松原達哉 

学長 松原 達哉

日付 (Date) 2011.10.31.


高雄大学
 校長

董英忠 

校長 黄 英忠

日付 (Date) 2011.10.27

東京福祉大学・大学院
 副学長

中川武義 

副学長 中川 武義

日付 (Date) 2011.10.31

高雄大学
 人文社会科学学院院长

白秀華 

人文社会科学学院院长 白 秀華

高雄大學人文社會科學院與東京福祉大學交換學生交流協議書

高雄大學人文社會科學院與東京福祉大學，為了順利執行 2012 年 4 月 1 日生效的兩組織之交流協議，進行兩組織的學生交換，經雙方商定，依照以下內容，簽訂本協議。

1. 兩組織依以下規定之條件，每學年以 3 名學生為上限，相互接受交換學生。關於實際交換學生人數，每年由雙方商議後逕行確定。
 - (1) 交換學生對於交換學校的課程需充分理解、並能夠參加該課程的學習，具有符合交換學校所要求的語學能力，且務必提供交換學校所需的證明該能力的客觀資料。
 - (2) 交換學生務必在交換學校所規定的日期就學，並在交換學校所規定的期間內學習。
 - (3) 交換學生在交換大學每學年的上學期，下學期或全年都可以聽課，並可獲得學分的認定。該學分，可納入該交換學生於派遣大學畢業時的畢業成績。
 - (4) 交換學生在交換大學的學習期限為一年以內。
 - (5) 交換大學應對交換學生在學習與日常生活上，進行適當的指導與幫助。
 - (6) 交換學生是以非正規生的身分到交換大學學習，不可以在交換大學畢業為目的。
 - (7) 交換學生的相關費用，例如：學費、往返交換大學的旅費及生活費等，無論其用途或其總額，皆由交換學生自行負擔。
 - (8) 交換學生如同交換大學內的所有學生，同樣使用該學校的所有設施、享受該學校提供的所有便利措施，且有義務遵守交換大學所制定的各項規章制度。
 - (9) 高雄大學所派遣的學生為高雄大學人文社會科學院所推薦的系所學生。
 - (10) 東京福祉大學所派遣的學生為東京福祉大學校長所推薦的系所學生。
2. 經過雙方協調，兩組織各派遣的 3 名交換學生中，有 2 名交換學生，在半年的交換留學期間內，適用以下條例。
 - (1) 針對上例 1.(7) 項，交換大學對於該 2 名交換學生不徵收學費，即測驗費、入學金及授課費。但是其他雜費需自行負擔。
 - (2) 該 2 名交換生必須符合 1.內的所有項目。
3. 本協議用中文與日文兩種文字寫成，經過雙方的簽字生效，雙方各保存一份。
4. 本協議於 2012 年 4 月 1 日起生效，有效期間為五年。此後，在雙方的同意之下，每 5 年可以續約。兩組織經過雙方的同意，亦可以修訂本協議的內容。另外，兩組織均可以書面通知對方終止合約之意思，自通知起一年後，終止本交流協議的效力。

高雄大學人文社會科學院院長

白秀華

白秀華

2011年10月31日

東京福祉大學學長

松原達哉

松原達哉

2011年10月27日

東京福祉大学と高雄大学人文社会科学部
との間の交換学生に関する協定書

東京福祉大学と高雄大学人文社会科学部は、2012年4月1日に発効する両組織間の交流協定の目的を遂行発展させるにあたり、両組織の学生交換を促進し、円滑に進める目的で、以下の趣旨を内容とする協定を締結する。

- 1 両組織は、各教育年度3名を上限とし、以下に規定する条件のもとで、交換学生の受け入れをそれぞれ進めるものとする。実際の人数は、毎年両者間の協議により決定するものとする。
 - (1) 交換学生は受け入れ大学のプログラムを充分理解し、当該プログラムへの参加を可能とする程度に、受け入れ大学の教育に用いられる語学能力を有することを、受け入れ大学に認められる客観的資料によって、証明しなければならない。
 - (2) 交換学生は、受け入れ大学が定めた特定の時期に就学し、受け入れ大学が定めた特定の期間、在学しなければならない。
 - (3) 交換学生は、受け入れ大学において教育年度の前期、後期又は全期に受講することができ、単位の認定を受けることができるものとする。前述の単位は、派遣大学において修了に必要な単位数に含めることができるものとする。
 - (4) 交換学生の受け入れ大学における在学期間は1年以内とする。
 - (5) 受け入れ大学は、学習上及び日常生活上の事項に関して、交換学生に適切な指導と助言を与えるものとする。
 - (6) 交換学生は、受け入れ大学において、非正規学生としての身分を有し、受け入れ大学での卒業を目的としないものとする。
 - (7) 交換学生に関する費用は、授業料、受け入れ大学への往復の旅費及び生活費など、その目的及びその額にかかわらず、当該学生の負担とするものとする。
 - (8) 交換学生は、該当する身分を有する受け入れ大学の学生と同じ条件の下に、受け入れ大学のすべての施設を利用し、すべての利便を享受し、かつ受け入れ大学の定める諸規則に従うものとする。
 - (9) 派遣学生は東京福祉大学にあっては、学長の推薦する学部学生とする。
 - (10) 派遣学生は高雄大学にあっては、人文社会科学部の推薦する学部学生とする。
- 2 両組織は、交換学生3名のうち2名までは、半年間の交換留学に限り、以下の条件で受け入れることに合意する。
 - (1) 受け入れ大学は前項(7)の規定にかかわらず当該2名の学生に係わる学費すなわち検定料、入学料及び授業料を徴収しない。ただし、その他の諸費用は当該学生の負担とする。
 - (2) 当該学生は、前項に規定された交換学生に関する諸条件を満たさなくてはならない。
- 3 本協定の正文は、日本語及び中国語の2か国語で作成され、両組織においてそれぞれを一部ずつ保有する。
- 4 この協定は、2012年4月1日から効力を生じ、5年間効力を有するものとし、双方の合意により、その後5年ごとに更新できるものとする。両組織は合意によって本交流協定を改正することができる。また、両組織は1年間の予告期間を置いて相手方にその旨を書面で通告することにより、本交流協定の効力を終了させることができる。

2011年10月27日

東京福祉大学学長

松原達哉

松原 達哉

2011年10月31日

高雄大学人文社会科学部院長

白秀華

白 秀華

高雄大學人文社會科學院與東京福祉大學交換學生交流協議書

高雄大學人文社會科學院與東京福祉大學，為了順利執行 2012 年 4 月 1 日生效的兩組織之交流協議，進行兩組織的學生交換，經雙方商定，依照以下內容，簽訂本協議。

1. 兩組織依以下規定之條件，每學年以 3 名學生為上限，相互接受交換學生。關於實際交換學生人數，每年由雙方商議後逕行確定。
 - (1) 交換學生對於交換學校的課程需充分理解、並能夠參加該課程的學習，具有符合交換學校所要求的語學能力，且務必提供交換學校所需的證明該能力的客觀資料。
 - (2) 交換學生務必在交換學校所規定的日期就學，並在交換學校所規定的期間內學習。
 - (3) 交換學生在交換大學每學年的上學期，下學期或全年都可以聽課，並可獲得學分的認定。該學分，可納入該交換學生於派遣大學畢業時的畢業成績。
 - (4) 交換學生在交換大學的學習期限為一年以內。
 - (5) 交換大學應對交換學生在學習與日常生活上，進行適當的指導與幫助。
 - (6) 交換學生是以非正規生的身分到交換大學學習，不可以在交換大學畢業為目的。
 - (7) 交換學生的相關費用，例如：學費、往返交換大學的旅費及生活費等，無論其用途或其總額，皆由交換學生自行負擔。
 - (8) 交換學生如同交換大學內的所有學生，同樣使用該學校的所有設施、享受該學校提供的所有便利措施，且有義務遵守交換大學所制定的各項規章制度。
 - (9) 高雄大學所派遣的學生為高雄大學人文社會科學院所推薦的系所學生。
 - (10) 東京福祉大學所派遣的學生為東京福祉大學校長所推薦的系所學生。
 2. 經過雙方協調，兩組織各派遣的 3 名交換學生中，有 2 名交換學生，在半年的交換留學期間內，適用以下條例。
 - (1) 針對上例 1.(7) 項，交換大學對於該 2 名交換學生不徵收學費，即測驗費、入學金及授課費。但是其他雜費需自行負擔。
 - (2) 該 2 名交換生必須符合 1.內的所有項目。
 3. 本協議用中文與日文兩種文字寫成，經過雙方的簽字生效，雙方各保存一份。
 4. 本協議於 2012 年 4 月 1 日起生效，有效期間為五年。此後，在雙方的同意之下，每 5 年可以續約。兩組織經過雙方的同意，亦可以修訂本協議的內容。另外，兩組織均可以書面通知對方終止合約之意思，自通知起一年後，終止本交流協議的效力。
- 高雄大學人文社會科學院院長
白秀華
2011 年 10 月 31 日
- 東京福祉大學學長
松原達哉
2011 年 10 月 27 日

東京福祉大学と高雄大学人文社会科学部
との間の交換学生に関する協定書

東京福祉大学と高雄大学人文社会科学部は、2012年4月1日に発効する両組織間の交流協定の目的を遂行発展させるにあたり、両組織の学生交換を促進し、円滑に進める目的で、以下の趣旨を内容とする協定を締結する。

- 1 両組織は、各教育年度3名を上限とし、以下に規定する条件のもとで、交換学生の受け入れをそれぞれ進めるものとする。実際の人数は、毎年両者間の協議により決定するものとする。
 - (1) 交換学生は受け入れ大学のプログラムを充分理解し、当該プログラムへの参加を可能とする程度に、受け入れ大学の教育に用いられる語学能力を有することを、受け入れ大学に認められる客観的資料によって、証明しなければならない。
 - (2) 交換学生は、受け入れ大学が定めた特定の時期に就学し、受け入れ大学が定めた特定の期間、在学しなければならない。
 - (3) 交換学生は、受け入れ大学において教育年度の前期、後期又は全期に受講することができ、単位の認定を受けることができるものとする。前述の単位は、派遣大学において修了に必要な単位数に含めることができるものとする。
 - (4) 交換学生の受け入れ大学における在学期間は1年以内とする。
 - (5) 受け入れ大学は、学習上及び日常生活上の事項に関して、交換学生に適切な指導と助言を与えるものとする。
 - (6) 交換学生は、受け入れ大学において、非正規学生としての身分を有し、受け入れ大学での卒業を目的としないものとする。
 - (7) 交換学生に関する費用は、授業料、受け入れ大学への往復の旅費及び生活費など、その目的及びその額にかかわらず、当該学生の負担とするものとする。
 - (8) 交換学生は、該当する身分を有する受け入れ大学の学生と同じ条件の下に、受け入れ大学のすべての施設を利用し、すべての利便を享受し、かつ受け入れ大学の定める諸規則に従うものとする。
 - (9) 派遣学生は東京福祉大学にあっては、学長の推薦する学部学生とする。
 - (10) 派遣学生は高雄大学にあっては、人文社会科学部の推薦する学部学生とする。
- 2 両組織は、交換学生3名のうち2名までは、半年間の交換留学に限り、以下の条件で受け入れることに合意する。
 - (1) 受け入れ大学は前項(7)の規定にかかわらず当該2名の学生に係わる学費すなわち検定料、入学金及び授業料を徴収しない。ただし、その他の諸費用は当該学生の負担とする。
 - (2) 当該学生は、前項に規定された交換学生に関する諸条件を満たさなくてはならない。
- 3 本協定の正文は、日本語及び中国語の2か国語で作成され、両組織においてそれぞれを一部ずつ保有する。
- 4 この協定は、2012年4月1日から効力を生じ、5年間効力を有するものとし、双方の合意により、その後5年ごとに更新できるものとする。両組織は合意によって本交流協定を改正することができる。また、両組織は1年間の予告期間を置いて相手方にその旨を書面で通告することにより、本交流協定の効力を終了させることができる。

2011年10月27日

東京福祉大学学長

松原 達哉

松原 達哉



2011年10月31日

高雄大学人文社会科学部学部長

白 香 華

白 香 華

